

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z23C02250		5L7V2AT0002 0001					
品名 または 件名							
陸上自衛隊における輸送への民間鉄道の活用に係る調査研究							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
陸幕							
搬入場所				納期または工期			
				令和8年2月20日(金)～令和9年3月31日(水)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsd/fin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和8年2月19日(木)9時40分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書2.2.1 役務従事者の保有資格等に関する要求に示す条件を満たしていることを確認できる書類を令和8年2月16日17時00分までに下記へ提出するものとする。
 提出先：陸上幕僚監部装備計画部装備計画課 佐藤 (TEL: 03-3268-3111内線40792)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合には請書、250万円を超えた場合には契約書を作成し提出すること。
 契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休業日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。
- コ その他の項目については別紙による。

サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課 佐藤 (TEL : 03-3268-3111内線40792)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
陸上自衛隊における輸送への民間鉄道の活用に係る調査研究	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作成	令和8年 2月 6日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊における輸送への民間鉄道の活用に係る調査研究（以下、「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後に改訂等があった場合は、その適用について別途協議する。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

鉄道営業法（明治33年法律第65号）

軌道法（大正10年法律第76号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成31年2月8日閣議決定）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について（平成30年10月23日閣議決定）

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和5年6月2日施行）

PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和3年6月18日施行）

VFM（Value For Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日施行）

契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について-（令和5年6月2日施行）

モニタリングに関するガイドライン（平成30年10月23日施行）

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和5年6月2日施行）

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に

関する法律（武力攻撃事態対処法）

陸上自衛隊鉄道輸送規則

防衛省（自衛隊）と日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）の間で、「貨物の運賃及び料金の後払扱いに関する協定」

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務の実施に当たり、研究機関、関係企業、メディア、出版物などの調査が必要な場合の連絡調整は、契約の相手方が実施する。ただし、官側の補給品輸送に関する実態把握のため、意見交換及び現場状況調査などにおいて官側の支援を必要とする場合は、4.8による。

2.2 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記a)の業務従事者が、本契約を履行するために必要な経歴、資格、業績等を有すること。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- d) 前記c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること
- e) 本契約の履行にあたり、いかなる場合も国外の拠点（親会社及び関連会社を含む。）へ本役務に係る情報を持ち出し、またはアクセスさせてはならない。

2.2.1 業務従事者の保有資格等に関する要求

業務従事者の保有資格等については、次のとおりとする。

- a) 企業または業務従事者（以下、本役務を契約する意思を有するものという。）は、過去5年以内に国が発注した国内の鉄道事業者を対象とした運行計画、または経営計画に関する調査実績を有するか、PFI法、PFI基本方針及びPFIガイドライン（以下、PFI関連規則という。）に基づく事業への支援業務に関して、企業または業務従事者として防衛省及び防衛装備庁をクライアントとする事業において、PFI関連規則に定める「実施方針の策定及び公表」及び「事業契約等の締結等」、「事業の実施、監視等」に渡る同一の案件内の一連のプロセスに係る支援についての契約実績または業務に従事した実績を有すること。本実績は、契約書等の実績が確認できる資料をもって確認することとする。
- b) 本役務の契約に際し、業務従事者が下請け、業務の提携等により他の企業を雇い入れる場合、その企業が本項目を満たす実績を有しているのであれば、その実績をもって本項目を満たすものとする。

2.3 役務の内容

2.3.1 実施計画書の作成

実施計画書の作成は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、この役務を実施するに当たり必要な事項（調査スケジュール及び報告書を提出する時期など）を記載した実施計画書を、官側と調整のうえ作成し、提出する。
- b) 実施計画書には次の各号の項目を含むものとする。

1) 実施体制

- 2) スケジュール
 - 3) 調査研究の方法
 - 4) その他必要な事項
- c) この役務の実施に当たり、契約の相手方は、契約後速やかに図1に示す業務従事者名簿に業務従事者ごとの氏名、所属、役職、学歴、職歴のほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などを記載し、提出しなければならない。

2.3.2 調査研究の実施

陸上自衛隊における輸送への民間鉄道の活用に係る調査研究を行うこと。

2.3.2.1 調査研究の期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

2.3.2.2 民間鉄道の活用に関する基礎情報の調査

a) 我が国における鉄道分野の概況調査

基礎的な業界情報を整理し、貨車市場価格、需給動向、市場規模の最新状況、トレンドの把握等について情報収集し整理を行う。

b) 必要な民間鉄道の活用に係る整理

官側から示した輸送所要に必要な民間鉄道の活用にかかる経費、貨車の仕様、維持管理、輸送範囲、使用駅、線路等施設の諸元、使用制限等について整理する。

c) 民間鉄道の活用における条件の整理

- 1) 鉄道業界の構造、商慣習、法令・ビジネス上の制約、許認可等を整理する。
- 2) 防衛出動等（有事）と通常時（平時）において求められる対応、国内の運行における業務やその制約事項、貨車の検査・整備時における補完体制等について整理する。

2.3.2.3 各委託形態で民間鉄道を活用した場合の比較及び分析

a) 契約の相手方は、上記の2.3.2.2の調査を踏まえ表1に示す事項の調査及び分析などを行う。

表1-役務の内容

番号	実施項目	調査及び分析などの内容
1	過去の陸上自衛隊の輸送実績により民間鉄道を活用した場合	a) 調査及び分析 1) 過去の輸送実績（年間約2,000 t（約20 f t コンテナ200本）の日本国内における輸送）をもとに、以下の委託形態の場合による輸送の効率性、融通性、費用及び維持管理面について調査・研究を実施し、各委託形態を比較・分析する。 1.1) 現在、陸上自衛隊が契約している中央一括契約による輸送形態の場合 1.2) 専用列車による輸送形態の場合 1.3) ブロックトレインによる輸送形態の場合 1.4) PFIによる輸送形態の場合
		b) 課題の抽出 a)で調査及び分析を実施した各委託形態の場合による輸送上の課題などを抽出する。
2	官側から示す輸送所要及び条件等	a) 調査及び分析 1) 官側から示す輸送所要（一例：約20 f t コンテナ1200本、1000本及び800本の日本国内における輸送）及び条件（一例：期間、発着地）等をもとに、以下の各委託形態の場合による輸送の効

	により民間鉄道を活用した場合	率性、融通性、費用及び維持管理面について調査・研究を実施し、各委託形態を比較・分析する。 1.1) 現在、陸上自衛隊が契約している中央一括契約による輸送形態の場合 1.2) 専用列車による輸送形態の場合 1.3) ブロックトレインによる輸送形態の場合 1.4) PFIによる輸送形態の場合
	b) 課題の抽出	a)で調査及び分析を実施した各委託形態の場合による輸送上の課題などを抽出する

b) 過去の陸上自衛隊の輸送実績及び官側から示す輸送所要並びに条件については、契約後提示する。

c) PFI契約の調査及び分析に必要な事業手法等に当たっては、契約後提示する。

2.3.3 勉強会

a) 民間鉄道の活用における最適な委託形態の選出に資するため、必要に応じ勉強会を実施する。細部日程等は、官側との調整によって決定する。

b) 具体的な勉強会の内容の想定は以下の通りである。なお、勉強会の内容は官側との協議の上決定する。

- 1) 事業スキームの検討
- 2) 現行法上の課題
- 3) 民間鉄道の活用で想定する貨車の仕様
- 4) 民間鉄道の活用で想定する貨車の運行形態
- 5) 事業方式、事業期間、リスク分担
- 6) 事業スキームにおける業務範囲
- 7) 予備自衛官及び民間の運転士・整備士等の確保
- 8) 企業の参画可能性
- 9) 概算事業費・事業スキーム別の収支比較等

2.3.4 各契約方式以外の提案

官側から示した委託形態以外に、より良い新たな提案がある場合は、官側と調整のうえ、提案を行う。

2.4 報告書等

2.4.1 報告書などの作成

a) 契約相手方は、納期までに調査研究の結果をまとめた成果報告書を作成する。

b) 作成開始の前に目次構成について調達要求元の承認を受ける。

c) 各報告書の2週間以上前に、調査研究報告書の案を調達要求元に提示し、調達要求元の確認を受ける。

e) 調査研究報告書の作成に当たっては、次の各号のとおりとする。

- 1) 引用した資料の出典、情報源等を明記する。
- 2) 調査結果の数式、数値、表、グラフ、フロー図等、全ての内容を含めるものとする。ただし、引用の制限、ページ数の分量等の関係で全ての内容を含めることが現実的でない場合、当該内容の引用元となる資料名及び当該資料の入手方法を示すことで替えるものとする。
- 3) 調査研究報告書の電子ファイルに含める数式、表、グラフ、フロー図等は全て参考文献の内容をそのまま引用する場合を除き、当該電子ファイル上で編集可能とする。ただし、数式、図等の作成に当たって特殊なソフトウェアを使用する場合、あらかじめ調達要求元の承認を受け

る。

2.4.2 中間報告会

契約相手方は令和8年7月中を目途に中間報告会を実施し、じ後の方向性について確認を受けるものとする。実施時期は実施計画書によるほか、細部日程等については、調査要求元と調整するものとする。

2.4.3 最終報告会

契約相手方は、調査研究報告書の納入に先立ち、最終報告会を実施するものとする。実施時期は実施計画によるほか、細部日程等については、調達要求元と調整するものとする。

2.4.4 進捗状況報告

契約の相手方は、調査分析の実施に当たり、調査分析の進捗状況を図2に示す作業確認調書によって報告し、必要な指示を受ける。また、官側が要求した場合、その都度、調査分析の進捗状況を報告する。

なお、調査分析の進捗状況に変更が生じた場合、契約の相手方は、その旨を報告し、必要な指示を受けなければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2-提出書類

番号	名称	提出時期	数量	提出先	様式
1	実施計画書	契約締結後速やかに。	各1	陸上幕僚監部 装備計画部 装備計画課 輸送室	様式随意（電子媒体（CD-R）1部を含む。）
2	中間報告書	令和8年7月の報告会の2週間以上前まで			
3	成果報告書	令和8年10月の成果報告会の2週間以上前まで			
4	業務従事者名簿	契約締結後速やかに。			図1による。
5	作業確認調書	毎月末			図2による。
6	下請負承認申請書	必要の都度			様式随意

4.2 下請負

契約の相手方は、この契約に係る役務の一部を第三者に請け負わせる場合は、下請負承認申請書を作成・提出して承認を受けなければならない。また、契約の相手方は、下請負者等に対してもコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図らなければならない。

4.3 著作権の移転等

著作権及び著作者人格権については、次の各号によるほか、著作権法による。

- 1) 契約相手方は、本調査研究における文書の作成に際して、第三社が有する著作権、著作者人格権、特許権等（営業秘密、ノウハウ等を含む。以下、「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- 2) 本契約において作成され、納品される文書に対して、第三者が作成した文書の権利を侵害している

として、官側に対して何らかの請求・主張を行った場合、契約相手方は事故の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、発生する弁護士費用、関連するその他の費用及び損害賠償の責任は全て契約相手方が負うものとする。

- 3) 本契約において作成され、納入される文書の著作権等は、官側に帰属するものとする。
- 4) 本契約において作成され、納入される文書の著作権等は、官側及び官側が指定する第三者に対して行使しないものとする。ただし、契約相手が当該第三者に対して著作権人格権を行使しない範囲は、官側との契約の下で、官側が利用させる文書に限るものとする。
- 5) 官側又は官側の指定する第三者により、本契約において作成され、納品される文書を基にされたプログラム等について、契約相手方はいかなる責任をも負わないものとする。
- 6) 官側及び契約相手方は、著作権法上の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4.4 無償貸付品

無償貸付品は、契約の相手方が必要とする器材等で官側が貸付け可能なものについては、GLT-CG-Z000001の箇条5によって無償で貸し付ける。

4.5 秘密保全

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに別途利用その他への公表等は官側の許可なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、官が保有する資料の貸与を受ける場合、取扱いにおいて細心の注意をもって行うものとし、法令及び関連規則等に従い、官が指定する条件を遵守することとする。

4.6 情報保全

契約の相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

4.7 知的財産権等

この役務の履行において、知的財産権等の利用に当たり生起した問題は、GLT-CG-Z000001の8.1によるほか、全て契約の相手方の責任において処理する。

4.8 官側の支援事項

契約相手方は、本調査研究の実施にあたり、次の各号について官側の支援を必要とする場合は、官側と調整の上、無償で支援を受けることができる。

- 1) 作業上必要となる情報の開示及び資料の貸出
- 2) 現地作業が必要な際の作業場所、作業環境（ハードウェア等）及び電力の提供
- 3) その他、官側が必要と認めた事項

4.9 官側の施設への立ち入り

官側の施設への立ち入りは、それぞれの立入許可権者の定める要領による。

4.10 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

業務従事者名簿

監督官 殿

会社住所
会社名
代表者氏名 印

契約番号		契約年月日	
調達要求番号			
契約件名			

下記のとおり、提出しますので承認をお願いします。

記

番号	氏名 (年齢)	所属 (住所)	経歴等明細

上記のとおり、承認する。

令和 年 月 日

監督官
階 級
氏 名 印

図1-業務従事者名簿

令和 年 月 日

作業確認調書

監督官 殿

会社住所

会社名

代表者氏名

印

契約番号		契約年月日	
調達要求番号			
契約件名			

下記のとおり、報告します。

記

実施日	作業項目	実施者氏名	作業場所

令和 年 月 日

監督官

階級

氏名

印

図2-作業確認調書

入 札 書

調達要求番号	5L7V2AT0002	契約実施計画番号	5K6Z23C02250
--------	-------------	----------	--------------

金額 円 (税抜)

品名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
陸上自衛隊における輸送への民間鉄道の活用に係る調査研究	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和8年2月20日～令和9年3月31日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 2 月 19 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担当者名
 連絡先

委任状(入札等)

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所:

会 社 名:

代表者名:

担当者名:

連 絡 先:

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者